

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)	
地域名 (地域内農業集落名)	大塚 (大塚町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月24日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・大塚地区は水田地帯であり、平均区画面積は30a。圃場整備事業は昭和62年に完了。 ・耕地面積のうち、水稻約 42 ha、小麦約 14 ha、大豆約 17 haを作付けしている。 ・平成8年に集落営農組織結成したが、現在は機械の共同利用が中心となっており、主としては作業の委託を受けている。 ・大塚地区内の農地は生産者の高齢化により、離農が進み地区外農業者の入作により維持されている。現耕作者においては、後継者がいない世帯が多く、地区外農業者への依存はより進んでいく現状にある。
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在、大塚地区農地では(有)アグリ蒲生・榊西村農産、安井道高が主たる認定農業者として、営農を行っている。 当地区では(有)アグリ蒲生・榊西村農産・安井道高を担い手として農地の集約化を進めてきており、今後残りの農地を集積集約していく。 栽培作物は今後も水稻、麦、大豆を中心に耕作をしていく。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	63.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	63.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
現在、個人が交錯している農地についても、離農する際は担い手に集積を行う。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
利用権設定を行う際は農地中間管理機構を活用していく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
農地が適正に活用されるように取り組む。施設の整備や改善が必要な場合は耕作者(担い手)と協議を行い、必要な農業施設の整備を行う。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
農業者が生産活動を行いやすい環境を作り、集落内外から人材確保に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
業務の効率化が望める作業については検討を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

① 現在設置している獣害防止柵の点検と施設の維持補修を行う。必要があれば被害を受けた耕作者と連携を取り、行政機関と協議を行い、施設の増設を行う。

⑩ 日常は施設の定期点検を行い、異常個所があれば補修を行う。風水害の発生が懸念される場合は、事前に施設の点検と防災の施策を行う。災害時には関係者に連絡を取り安全対策を行い、被災後は早期復旧に努める。